

1. 義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況

(1) 各団体が独自に制定した条例のうち罰則を設けているものに関する調

(平成21年4月1日から平成24年3月31日まで)

① 都道府県分

ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道						1	1			2
青森県	1					1				2
岩手県										0
宮城県										0
秋田県						1				1
山形県						1				1
福島県						1				1
茨城県	1				2	1				4
栃木県	1					1				2
群馬県	1					1				2
埼玉県	1					1				2
千葉県	1					1	1			3
東京都				1		2				3
神奈川県	1					1				2
新潟県						1				1
富山県	1				1	1				3
石川県	1					1				2
福井県	1					1				2
山梨県	1					1				2
長野県						1				1
岐阜県	1					1				2
静岡県						1				1
愛知県	1					1				2
三重県										0
滋賀県						1				1
京都府	1			1	1	2	2			7
大阪府	2				1	1				4
兵庫県						1				1
奈良県						1				1
和歌山県						1	1			2
鳥取県						1	1			2
島根県										0
岡山県					1	1				2
広島県	1					1				2
山口県										0
徳島県	1					1				2
香川県						1				1
愛媛県										0
高知県						1	1			2
福岡県	1					1				2
佐賀県										0
長崎県										0
熊本県						1				1
大分県	1					1				2
宮崎県						1				1
鹿児島県	1									1
沖縄県										0
合計	21	0	0	2	6	39	7	0	0	75

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
青森県	青森県統計調査条例	21. 4. 1	統計調査の実施及び調査票情報の利用等に関し必要な事項を定めることにより、正確かつ効率的な統計の作成に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	茨城県統計条例	21. 4. 1	統計法(平成19年法律第53号)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計の作成及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
栃木県	栃木県統計調査条例	21. 4. 1	統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査に関し必要な事項を定めることにより、県政の適切な運営に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	群馬県統計調査条例	21. 4. 1	県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適確かつ公正な行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	埼玉県統計調査条例	21. 4. 1	県統計調査に関し必要な事項を定めることにより、県が作成する統計の真実性を確保し、その活用を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	千葉県統計調査条例	21. 4. 1	統計法（平成19年法律第53号）及び統計法施行令（平成20年政令第334号）に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、県が作成する統計の真実性及び有用性を確保し、県の行政運営のための適確かつ公正な基礎資料を得ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
神奈川県	神奈川県統計調査条例	21. 4. 1	統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施、結果の利用その他必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
富山県	富山県統計調査条例	21. 4. 1	県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
石川県	石川県統計調査条例	21. 4. 1	統計法（平成19年法律第53号）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及びその結果の利用に関し必要な事項を定める。統計調査に関する報告義務や検査協力義務等について規定。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福井県	福井県統計調査条例	21. 4. 1	県統計調査に関し必要な事項を定めることにより、県統計調査の信頼性の確保等を図る。	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
山梨県	山梨県統計調査条例	21. 4. 1	統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
岐阜県	岐阜県統計調査条例	21. 4. 1	県統計調査の公正な実施及び結果の利用の促進を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
愛知県	愛知県統計調査条例	21. 4. 1	統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、県統計調査の結果の信頼性及び有用性の確保を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
京都府	京都府統計調査条例	21. 4. 1	統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、府統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、府が作成する統計の有用性を確保し、もって府民経済の健全な発展及び府民生活の向上に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	大阪府統計調査条例	21. 4. 1	統計法及び統計法施行令に定めるもののほか、府統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって府民経済の健全な発展及び府民生活の向上に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	職員の退職管理に関する条例	23. 3. 22	府の職員(条件附採用期間中の職員、臨時に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。)であった者であつて離職後に再就職したものによる依頼等の規制等に関し必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図り、もって公務の公正性及び府民の信頼を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
広島県	広島県統計調査条例	21. 4. 1	統計法(平成19年法律第53号)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、その真実性を確保し、もって適確かつ公正な県行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
徳島県	徳島県統計調査条例	21. 5. 1	統計法及び同法に基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び調査票情報の利用に関し必要な事項を定めることにより、適正な行政運営を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福岡県	福岡県統計調査条例	21. 4. 1	統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大分県	大分県統計条例	21. 4. 1	県統計の作成及び公表に関し必要な事項を定めることにより、その有用性の確保を図り、もって行政の適切な運営に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鹿児島県	鹿児島県統計調査条例	21. 4. 1	県が実施する統計調査の報告義務、結果の公表、罰則等を定めることにより、統計調査の結果の信頼性及び有用性の確保を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【建設関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
東京都	東京都緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例	23. 4. 1	震災時において緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物が地震により倒壊して緊急輸送道路を閉塞するがないよう、沿道建築物の耐震化を推進する措置を講ずることにより沿道建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。	50万円以下の罰金
京都府	京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例	22. 4. 1	港湾法第33条第1項の規定により府が管理者となった港湾施設の管理及び使用について定める。	5万円以下の過料

【厚生関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
茨城県	茨城県食の安全・安心推進条例	21. 10. 1	食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、基本的施策その他必要な事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の生命及び健康の保護並びに安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与することを目的とする。	50万円以下の罰金
茨城県	茨城県青少年の健全育成等に関する条例	22. 4. 1	青少年の健全な育成等について、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者、青少年育成者及び事業者の責務等を明らかにするとともに、青少年の健全な育成等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより青少年を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
富山県	富山県ふぐの取扱いに関する条例	22. 10. 1	ふぐの処理その他のふぐの取扱いについて必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	京都府児童ポルノの規制等に関する条例	23. 10. 14	児童ポルノの流通及び拡散の防止等に関し府、府民等の責務を明らかにするとともに、児童ポルノに係る行為に対する必要な規制等及び児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対する支援を行うために必要な事項を定めることにより、児童の権利が擁護され、児童ポルノによる児童の権利の侵害を決して許さない社会の構築を図り、もって児童ポルノを根絶し、児童ポルノによる被害をなくすることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例	23. 2. 1	被保護者等住居・生活サービス等提供事業に対し必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の被保護者等の処遇についての不当な行為を防止し、もって被保護者等の生活の安定及び自立の助長を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
岡山県	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例	23. 10. 1	インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、並びに県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、もって青少年の健全な成長を図ることを目的とする。	10万円以下の罰金

【警察・消防関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北海道暴力団の排除の推進に関する条例	22. 12. 17	暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活の確保等に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
青森県	青森県暴力団排除条例	23. 7. 1	暴力団排除について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、暴力団排除のための規制等について必要な事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏の確保及び県経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
秋田県	秋田県暴力団排除条例	23. 3. 14	暴力団の排除を推進し、及び県民経済の健全な発展に寄与すること。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	山形県暴力団排除条例	23. 8. 1	暴力団等の不当な活動による県民活動への不当な影響の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保等を目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福島県	福島県暴力団排除条例	23. 7. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
茨城県	茨城県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団が県民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えていた現状にかんがみ、本県からの暴力団の排除(以下単に「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益供与等の禁止その他必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
栃木県	栃木県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する県の施策の基本となる事項、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する金品等の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進し、もって県民生活の安全と平穏及び地域の社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
群馬県	群馬県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県民生活又は県内の事業活動に生じる不当な影響を排除するため、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団の威力を利用することの禁止等について定めることにより、暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
埼玉県	埼玉県暴力団排除条例	23. 8. 1	埼玉県から暴力団を排除するための活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動に関する施策の基本となる事項、青少年（18歳未満の者をいう。）の健全育成のための措置、事業者の講ずべき措置その他の必要な事項を定めることにより、県民生活の安全と平穏を確保し、及び県内における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
千葉県	千葉県暴力団排除条例	23. 9. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団の排除のための規制その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
東京都	インターネット端末利用営業の規制に関する条例	22. 7. 1	インターネット端末利用営業について必要な規制を行うことにより、インターネット端末利用営業者によるインターネット利用の管理体制の整備の促進及びインターネット端末を利用した犯罪の防止を図り、もってインターネット端末利用営業における健全なインターネット利用環境を保持することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
東京都	東京都暴力団排除条例	23. 10. 1	東京都における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、都及び都民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置、暴力団排除活動に支障を及ぼすおそれのある行為に対する規制等を定め、もって都民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
神奈川県	神奈川県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団排除について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び事業者団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的な施策、少年の保護及び健全な育成を図るための措置、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する行為についての必要な規制その他暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
新潟県	新潟県暴力団排除条例	23. 3. 29	暴力団排除に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定め、及び必要な規制を行うことにより、暴力団排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与し、及び県民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
富山県	富山県暴力団排除条例	23. 8. 1	暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を総合的に推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
石川県	石川県暴力団排除条例	23. 8. 1	暴力団排除に関する基本理念等を定め、県民の安全で平穏な生活を確保すること等を目的としている。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福井県	福井県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団の排除を図り、県民の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
山梨県	山梨県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
長野県	長野県暴力団排除条例	23. 9. 1	社会全体で暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
岐阜県	岐阜県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
静岡県	静岡県暴力団排除条例	23. 8. 1	暴力団の排除を推進し、県民等の安全かつ平穏な生活を確保し及び本県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛知県	愛知県暴力団排除条例	23. 4. 1	県、事業者及び県民が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、及び県民の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
滋賀県	滋賀県暴力団排除条例	23. 8. 1	暴力団が県民生活および社会経済活動に介入し、県民等に多大な悪影響を与えていたる状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、ならびに県の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	京都府風俗案内所の規制に関する条例	22. 11. 1	風俗案内所に起因する府民に著しく不安を覚えさせ、又は不快の念を起こさせる行為、犯罪を助長する行為等に対し必要な規制を行うことにより、青少年の健全な育成を図るとともに、府民の安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
京都府	京都府暴力団排除条例	23. 4. 1	京都府からの暴力団排除に関して基本理念を定め、府及び府民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための府の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により府の行政、府内の事業活動及び府民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって府民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	大阪府暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団による不当な行為その他暴力団を利用する行為を防止し、及びこれらにより府の事務若しくは事業、府の区域における事業活動又は府民の生活に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって府民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
兵庫県	暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団の排除に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所等に関する規制その他の必要な措置を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、もって安全で安心な県民生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
奈良県	奈良県暴力団排除条例	23. 7. 1	県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与すること。県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本理念、基本的施策等を定めること。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県暴力団排除条例	23. 7. 1	暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により県の行政、県内の事業活動及び県民の生活に生じる不当な影響を排除することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
鳥取県	鳥取県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
岡山県	岡山県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えていたる現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
広島県	広島県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団排除を推進して「県民の安全で平穏な生活確保」及び「社会経済活動の健全な発展に寄与」することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
徳島県	徳島県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によつて県民等に多大な脅威を与えていたる状況にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成に係る措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
香川県	香川県暴力団排除推進条例	23. 4. 1 (一部の規定は23. 7. 1)	暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によつて県民等に多大な脅威を与えていたる状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全育成及び安全確保を図るために措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、県及び県民等が一体となって暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
高知県	高知県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民及び地域社会に多大な脅威を与えていたる状況にかんがみ、高知県からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策、青少年の健全な育成を図るために措置、事業者による利益の供与の禁止等必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福岡県	福岡県暴力団排除条例	22. 4. 1	暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によつて県民等に多大な脅威を与えていたる福岡県の現状にかんがみ、福岡県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るために措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
熊本県	熊本県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大分県	大分県暴力団排除条例	23. 4. 1	暴力及びこれを背景とした資金獲得活動により暴力団が県民生活及び事業活動に対する大きな脅威となっている現状にかんがみ、大分県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るために措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
宮崎県	宮崎県暴力団排除条例	23. 8. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るために措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【自然保护・環境保全関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北海道循環型社会形成の推進に関する条例	20.10.14 (罰則については 21.4.1)	循環型社会の形成及び生活環境の保全を図り、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金
千葉県	千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例	22.10.1	林地開発行為及び小規模林地開発行為の施行に関し必要な事項を定めることにより、その適正な施行を確保し、もって森林の有する公益的機能の維持に資することを目的とする。	100万円以下の罰金
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	21.10.1	土砂等による土地の埋立て等について、土地の埋立て等を行う者、府等の責務を明らかにするとともに、不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
京都府	京都府林地開発行為の手続に関する条例	23.10.1	林地開発行為をしようとする者と地域住民等の間で円滑に合意が形成されるための手続等を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。	5万円以下の過料
和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例	21.4.1	県民の生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は災害を発生させるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適切な処理の防止について必要な事項を規定する。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鳥取県	日本一の砂丘を守り育てる条例	21.4.1	鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。	5万円以下の過料
高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	21.6.1	高知県環境基本条例(平成8年高知県条例第4号)第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壤の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

② 市町村分
ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道	2			2			1			5
青森県	1					1				2
岩手県										0
宮城県							1			1
秋田県				1			2			3
山形県								1	1	
福島県				1			1			2
茨城県				2			6			8
栃木県	1					1				2
群馬県					2		1			3
埼玉県	3			1	1	1	11			17
千葉県							5			5
東京都	1				1		2		1	5
神奈川県				3			6			9
新潟県							1			1
富山県										0
石川県							2			2
福井県							1			1
山梨県		1		1						2
長野県					1		6			7
岐阜県	1						1			2
静岡県							5			5
愛知県							9			9
三重県										0
滋賀県										0
京都府						2				2
大阪府				2			12			14
兵庫県				1			2			3
奈良県	2			1			1			4
和歌山県							1			1
鳥取県							1			1
島根県				1						1
岡山県							4			4
広島県	1						2			3
山口県							2			2
徳島県		1					2			3
香川県										0
愛媛県						1	1			2
高知県						1	1			2
福岡県	2			1			1			4
佐賀県										0
長崎県		1								1
熊本県	1			1					1	3
大分県							2			2
宮崎県		1					2			3
鹿児島県	2	1					3			6
沖縄県							4			4
合計	18	4	0	19	4	7	102	0	3	157

*各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	猿払村	猿払村福祉輸送事業条例	H23. 6. 29	福祉タクシー輸送事業内容を定めた条例	5万円以下の過料
北海道	猿払村	猿払村デマンド自動車運行事業条例	H23. 6. 29	デマンド交通自動車の事業内容を定めた条例	5万円以下の過料
青森県	田子町	田子町光ファイバネットワーク施設の設置及び管理に関する条例	H22. 3. 17	行政情報及び地域情報等の提供、情報を活用した地域産業の活性化、高度情報化社会に適応した住みよいまちづくりを推進するため、田子町光ファイバネットワーク事業を実施することを目的とする。	5万円以下の過料
栃木県	栃木市	栃木市個人情報保護条例	H22. 3. 29	個人情報の保護を図ることを目的とする	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	加須市	加須市個人情報保護条例	H22. 3. 23	個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	加須市	加須市情報公開・個人情報保護審査会条例	H22. 3. 23	実施機関の諮問に応じ、不服申立てについて審査するため、審査会の設置及び運営に関し必要な事項を定める	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
埼玉県	久喜市	久喜市個人情報保護条例	H22. 3. 23	実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
東京都	国立市	国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例	H24. 2. 1	本人確認情報等が市の区域を越えて通知され及び利用される住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを厳正に確保するため、市が講ずべき住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理について必要な事項を定め、もって市民の個人情報の保護を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
岐阜県	恵那市	恵那市ケーブルテレビネットワーク施設条例	H21. 4. 1	豊かな市民社会の形成を推進し、新しい地域情報社会に適応した情報ネットワークの構築を図ることを目的に、ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるもの。	5万円以下の過料
奈良県	奈良市	奈良市個人情報保護条例	H22. 4. 1	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
奈良県	吉野町	吉野町個人情報保護条例	H23. 4. 1	個人情報の取扱いに関する基本的事項並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、町政の適正な運営に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
広島県	三原市	三原市個人情報保護条例	H23. 10. 1 (罰則追加)	個人情報についての市民の権利を保障することにより、市民の基本的人権を擁護するとともに、公正かつ信頼される市政の実現を図る。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
徳島県	美波町	美波町個人情報保護条例	H23. 4. 1	個人の権利利益の保護及び町政の適正な運営を図るため。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福岡県	柳川市	柳川市個人情報保護条例	H22. 7. 1	市の保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福岡県	新宮町	新宮町深夜花火規制条例	H22. 7. 1	新宮町海岸等町が指定する区域での深夜における花火について必要な規制を行うことにより、地域の静穏を保持し、安全で良好な生活環境を保全することを目的とする。	5万円以下の過料
熊本県	阿蘇市	阿蘇市光ネットワーク施設条例	H22. 12. 16	行政情報及び地域情報等の提供並びに情報通信基盤の整備を目的とする。	5万円以下の過料
鹿児島県	姶良市	姶良市個人情報保護条例	H22. 3. 23	自己の個人情報を管理する権利利益の保証・保護を図るため。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鹿児島県	姶良市	姶良市情報公開・個人情報保護審査会条例	H22. 3. 23	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【経済関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山梨県	甲州市	甲州市原産地呼称ワイン認証条例	H22. 4. 1	市が市内における自社醸造ワインであることを認証し、及び当該ワインの原料ぶどうの原産地を消費者に保証することにより、ワインの供給と普及を促進し、もって市における良質なワイン原料ぶどうの生産拡大及びワイン産業の振興を図ることを目的とする。	5万円以下の過料
長崎県	壱岐市	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例	H24. 4. 1	有害鳥獣の飼養等を規制し、生態系に係る被害の防止、人の生命及び身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
宮崎県	美郷町	美郷町農林業担い手支援交付金条例	H24. 3. 21	この条例は、本町において基幹産業である農林業を意欲的に営んでいる担い手に対し、経営安定化のための交付金を交付することにより担い手を育成し、農用地荒廃防止及び食の自給率向上、水と緑を守り二酸化炭素削減に寄与し、農林業の振興並びに定住促進による地域の活性化等、住民の福祉の向上に資することを目的とする。	5万円以下の過料に処する
鹿児島県	肝付町	肝付町情報通信施設条例	H23. 4. 1	情報格差の是正を図り、住民相互のコミュニケーションの拡充を推進し、地域の活性化と住民福祉の向上に資する。	5万円以下の過料

【建設関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	小樽市	小樽市ラブホテル建築規制条例	H21. 4. 1	ホテル等の建築に際し必要な手続を定めて、ラブホテルの建築を規制することにより、青少年の健全な育成のための教育環境、健やかに安心して暮らせる福祉環境、住宅地の良好な居住環境その他の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
北海道	旭川市	旭川市駐輪場の設置等に関する条例	H22. 4. 1	自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における駐輪場の設置等に関し必要な事項を定める	50万円以下の罰金
秋田県	美郷町	美郷町ラブホテル等建築規制条例	H21. 4. 1	町民の快適で良好な生活環境の保持、青少年の健全な育成	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
福島県	伊達市	伊達市法定外公共物の管理に関する条例	H22. 4. 1	この条例は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、当該法定外公共物の使用又は採取の適正化を図りもって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
茨城県	つくばみらい市	つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例	H22. 4. 1	市民の良好な生活環境の保全及び青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
茨城県	小美玉市	小美玉市茨城空港周辺におけるラブホテルの建築等規制条例	H22. 2. 1	茨城空港へのアクセス道路である県道茨城空港線沿道において、制限すべき特定の建築物等の用途に対し必要な規制を行うことにより、茨城空港周辺地区にふさわしい健全な環境及び小美玉らしい良好なまちづくりの促進を図り、空の玄関口にふさわしい健全で良好な環境を創造し、市民が心豊かに暮らせる環境の次代への継承に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
埼玉県	八潮市	八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例	H23. 10. 1	八潮市のまちづくりについて、その基本理念を定め、市民等、開発事業者及び市の責務等を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる事項、市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続及び土地利用に関する基準並びに都市計画法の規定に基づく都市計画の手続及び開発許可の基準、建築基準法の規定に基づく建築協定の実施に必要な事項及び建築確認申請等に先立つ協議の手続、都市緑地法の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する計画並びに景観法の規定に基づく景観計画によるまちづくりについて定めることにより、公共の福祉を高め、誰もがこのまちに生涯住み続けたいと思える安心して暮らせる快適都市の実現に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市法定外公共物管理条例	H23. 7. 1	市が所有する法定外公共物の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
神奈川県	三浦市	三浦市まちづくり条例	H21. 4. 1	三浦市のまちづくりにおける市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民がまちづくりに積極的に参画できる仕組みに関する事項、開発事業の手続に関する事項等を定めることにより、地方自治法第2条第4項に基づき定める三浦市の基本構想及び都市計画法第18条の2第1項に基づき定める三浦市の都市計画に関する基本的な方針に示す三浦市の将来像の実現に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
神奈川県	伊勢原市	伊勢原市地域まちづくり推進条例	H24. 3. 26	まちづくりに関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民等による地域のまちづくりを推進する仕組みに関する事項、開発事業に伴う手続及び基準並びに都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の規定に基づく都市計画の手続等を定め、もって地域の特性に応じた良好なまちづくりの実現に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
山梨県	北杜市	北杜市まちづくり条例	H23. 10. 1	北杜市のまちづくりについて、その基本理念を実現するための施策の策定、土地利用及び建築等に関する事項を定めることにより、秩序ある土地利用及び市民参加によるまちづくりを推進し、もって優れた自然と美しい風景に調和した北杜市の創造に資することを目的とする。	50万円以下の罰金
長野県	安曇野市	安曇野市の適正な土地利用に関する条例	H21. 4. 1	土地利用計画の作成、開発行為の手続を定め、適正かつ合理的な土地利用を図る。	6月以下の懲役
大阪府	堺市	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例	H23. 4. 1 (該当部分)	安全・安心・快適なまちづくりについて、施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、互いの自主性を尊重しながら協働して取組を進め、市民が安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。	1,000円の過料
大阪府	貝塚市	貝塚市の環境整備の活性化をめざし住みよいまちを作るための条例	H24. 3. 30	空き家、空き地等の適正な管理及び活用促進に関し、基本理念を定め、管理不全な状態になることの防止を図るとともに、安全で良好な景観及び住環境を確保するため必要な事項を定め、もって生活環境の保全並びに防犯及び魅力あるまちづくりの推進に寄与する事を目的とする。	5万円以下の過料
兵庫県	播磨町	播磨町法定外公共物管理条例	H22. 4. 1	法定外公共物の保全と適正な利用を図る	5万円以下の過料
奈良県	御所市	御所市パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例	H23. 3. 1	ラブホテル、ぱちんこ屋及びゲームセンターの建築に関し必要な規制を行うことを目的とする。	6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
島根県	松江市	松江市空き家を生かした魅力あるまちづくり及びまちなか居住促進の推進に関する条例	H23. 10. 1	安全で良好な景観及び住環境を確保し、もって魅力あるまちづくり及び中心市街地の居住促進を推進することを目的とするもの。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
福岡県	小郡市	小郡市空き地等の適正な管理に関する条例	H23. 4. 1	空き地等の適正な管理による市民生活の安全と良好な住環境の確保を目的とする。	5万円以下の過料
熊本県	嘉島町	嘉島町法定外公共物管理条例	H21. 4. 1	法定外公共物の保全と適正な利用を図ることを目的とする。	5万円以下の過料

【厚生関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
群馬県	前橋市	前橋市小水道条例	H21. 4. 1	小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役
群馬県	高崎市	高崎市小水道条例	H23. 4. 1	小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金
埼玉県	志木市	志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	H23. 4. 1	ペット霊園の設置等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるため必要な措置を講じ、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。	5万円以下の過料
東京都	町田市	町田市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H23. 4. 1	小規模貯水槽水道及び飲用井戸等の衛生管理に関し必要な事項を定めることにより、飲料水の安全と衛生を確保し、もって市民の健康の保持と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	10万円以下の罰金

【警察消防関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
青森県	青森市	青森市客引き行為等の防止に関する条例	H23. 4. 1	公共の場所において、市民及び滞在者に著しく不安を与え、迷惑をかける風俗営業等に係る客引き等を防止し、もってその生活の安全と地域の平穏を保持することを目的とする。	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
栃木県	高根沢町	高根沢町放置自動車の処理に関する条例	H22. 10. 1	町が管理する公共の用に供されているものに正当な理由なく放置された自動車の処理について必要な事項を定め、公共施設等の機能を回復するとともに地域の美観の保持及び安全で快適な生活環境の保全を図ることを目的としている。	20万円以下の罰金
埼玉県	久喜市	久喜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H22. 3. 23	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の安全で快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	20万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
京都府	南丹市	南丹市暴力団排除条例	H23. 12. 16	南丹市からの暴力団排除の基本理念を定め、市、市民の責務を示し、市の事務事業等から暴力団を排除する事項を規定する。	50万円以下の罰金
京都府	和束町	和束町暴力団排除条例	H23. 6. 24	和束町における暴力団排除に関する基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための町の施策、事業者の遵守事項その他必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により町の行政、町内の事業活動及び町民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって町民の安全・安心で平穏な生活の確保に資する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛媛県	松山市	松山市暴力団排除条例	H23. 4. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策の方針等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
高知県	南国市	南国市放置自動車の適切な処理に関する条例	H22. 10. 1	公共の場所の機能保全、快適な生活環境の維持	20万円以下の罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	斜里町	斜里町ポイ捨て禁止条例	H21. 4. 1	ポイ捨てを禁止することにより、知床世界遺産の自然景観を保全するとともに地域の環境美化を推進し、もって町民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	3万円以下の過料
宮城県	松島町	松島町環境美化の促進に関する条例	H22. 5. 28	町民等、事業者、土地又は建物の占有者等、町が一体となって、町の環境美化の促進を図るため、良好でさわやかな環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	6月以下の懲役
秋田県	男鹿市	男鹿市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例	H23. 4. 1	たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬猫のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に關し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市男鹿にふさわしい環境を確保することを目的とする。	2万円以下の過料
秋田県	潟上市	潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H22. 10. 1	土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、地下水などの自然環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福島県	広野町	広野町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例	H23. 4. 1	町民の快適な生活環境の確保を目的とする。	3万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
茨城県	石岡市	石岡市土採取事業規制条例	H21. 4. 1	土採取事業について必要な規制を行うこと	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	つくば市	つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例	H23. 4. 1	路上喫煙による被害を防止する。	1万円以下の過料
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市土採取事業規制条例	H23. 7. 1	土採取事業に伴う災害の防止、事業の跡地及び周辺の適正な環境保全整備	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	筑西市	筑西市きれいなまちづくり条例	H23. 4. 1	廃棄物の投棄等の禁止、飼い犬等のふんの放置禁止、落書きの禁止、回収容器の設置及び適正管理、近隣迷惑の防止等について規制をするもの	3万円以下の過料
茨城県	小美玉市	小美玉市土地の埋立て等の規制に関する条例	H22. 4. 1	土地の埋立て等について、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	阿見町	阿見町土採取事業の規制に関する条例	H22. 4. 1	土採取事業について必要な規制を行うことにより、土採取事業に伴う災害を防止するとともに、採取場の跡地の適正な整備を図り、もって住民の安全の保持及び環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	藤岡市	藤岡市土砂等による土地の埋め立て等の規則に関する条例	H22. 6. 1	土砂等による土地の埋め立て、盛土及び切土について必要な規制を行うことにより、災害の発生及び土壤の汚染等を未然に防止するとともに生活環境の保全を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	H21. 4. 1	さいたま市環境基本条例(平成13年さいたま市条例第187号)の趣旨にのっとり、生活環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害等の発生源に対する規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	川口市	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例	H22. 6. 1	レジ袋の使用量の大幅な削減に向けた取組の推進に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の発生の抑制及び温室効果ガスの排出の抑制に対する市民及び事業者の意識の向上を図り、もって地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資する。	2万円以下の過料
埼玉県	川口市 (旧鳩ヶ谷市)	鳩ヶ谷市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例	H23. 1. 1	レジ袋の使用量の大幅な削減に向けた取組の推進に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の発生の抑制及び温室効果ガスの排出の抑制に対する市民及び事業者の意識の向上を図り、もって地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資する。	2万円以下の過料
埼玉県	加須市	加須市環境保全条例	H22. 3. 23	環境の保全について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する基本的な事項を定める	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
埼玉県	上尾市	上尾市路上喫煙の防止に関する条例	H23. 3. 1 (罰則はH24. 9. 1)	路上喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	1万円以下の過料
埼玉県	久喜市	久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H22. 3. 23	土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積について必要な規制を行うことにより、良好な生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	久喜市	久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	H22. 3. 23	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	2万円以下の過料
埼玉県	久喜市	久喜市路上喫煙の防止に関する条例	H23. 10. 5	路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の防止に必要な事項を定めることにより、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって市民等の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	2万円以下の過料
埼玉県	八潮市	八潮市路上喫煙防止条例	H21. 12. 1	路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、路上等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	1万円以下の過料
埼玉県	美里町	美里町環境保全条例	H22. 10. 1	現在及び将来のすべての町民が自然豊かな美里町の良好な環境を享受するうえにおいて、環境の保全に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	美里町	美里町肥料等の大量投与の防止に関する条例	H22. 10. 1	農地等における肥料等の不当な大量投与の防止を図るため、肥料等の施用等に関して必要な事項を定め、もって農地等の保全及び永続的な利用並びに農地等の周辺環境の保全を確保することを目的とする。	5万円以下の過料
千葉県	千葉市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H23. 1. 1 (罰則規定H23. 7. 1)	路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上喫煙等及び空き缶等のポイ捨ての禁止その他の必要な事項を定めることにより、歩行者等の身体及び財産の安全を確保し、かつ、美しい街づくりを推進し、もって市民の安全な生活環境の向上及び快適な都市環境の確保に資することを目的とする。	2万円以下の過料
千葉県	木更津市	木更津市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H22. 10. 1	土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	勝浦市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 9. 1	土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	富津市	富津市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 10. 1	土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	大網白里町	大網白里町まちをきれいにする条例	H22. 4. 1	町民等、事業者及び町が一体となって住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な町民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化を推進し、公衆衛生の向上に資することを目的とする。	50万円以下の罰金
東京都	青梅市	青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例	H22. 1. 1	ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置を防止し、ならびに路上喫煙を制限することにより、地域の環境美化を推進し、かつ、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	2千円以下の過料
東京都	福生市	福生市清潔で美しいまちづくり条例	H23. 7. 1	この条例は、市内におけるポイ捨て及び犬のふんの放置を防止し、並びに路上喫煙及び歩行喫煙を規制することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	2千円の過料
神奈川県	相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	H23. 4. 1 (一部H23. 2. 1)	土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
神奈川県	藤沢市	藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	H21. 7. 1	市の緑の保全及び緑化の推進を図るため必要な事項を定め、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で快適な生活の確保に寄与すること	20万円以下の罰金
神奈川県	藤沢市	藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例	H21. 10. 1	土砂等による土地の埋立等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、災害の発生を防止すること	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
神奈川県	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例	H23. 7. 1	面積500m ² 以上等の埋立て等に対して必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊又は流出その他の災害の発生を防止し、良好な自然環境及び生活環境を保全することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
神奈川県	大和市	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例	H22. 10. 1 (罰則規程はH25. 1. 1)	ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	2万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
神奈川県	開成町	開成町きれいなまちをつくる条例	H21. 7. 1	清潔で美しいまちづくりの実現を図ること	5万円以下の罰金
新潟県	佐渡市	佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例	H21. 4. 1	市内の環境美化及び快適な生活環境の保全を図るため、ポイ捨て等の防止についての施策を定める。	1千円の過料
石川県	津幡町	津幡町環境美化条例	H24. 3. 14	津幡町のごみのない美しい生活環境の形成を目指して町、町民及び事業者が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
石川県	穴水町	穴水町環境美化条例	H22. 4. 1	町、事業者、町民等が協力して地域環境の美化及び資源の有効活用を促進し、町の美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	5万円以下の過料
福井県	おおい町	おおい町の美しい自然と風景を育む条例	H23. 3. 1	町民等が健康で文化的な生活を営み、かつ、本町の美しい自然と風景を守り育むため、町、町民等及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、清潔で美しい心豊かな町づくりを推進することに関し必要な事項を定めることを目的とする。	20万円以下の罰金
長野県	長野市	長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	H23. 6. 1	廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続その他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
長野県	上田市	上田市公害防止条例	H21. 12. 18	上田市環境基本条例（平成19年条例第8号）の規定に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、公害の防止等に関し必要な事項を定める。	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
長野県	岡谷市	岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例	H21. 7. 1	ポイ捨ての防止を図り、美しいまちづくりを推進することを目的とする。	10万円以下の罰金
長野県	飯田市	飯田市環境保全条例	H23. 6. 30	屋外に使用済物品等を堆積する事業場の情報を的確に把握し、環境保全の見地から効果的な指導を行えるようにするため。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
長野県	佐久市	佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例	H22. 10. 1 (罰則規定 H23. 4. 1)	佐久市の良好な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨て等防止及び環境美化に関し必要な事項を定め、もって市民の豊かで快適な生活を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
長野県	南箕輪村	南箕輪村環境の保全に関する条例	H22. 12. 17	村の環境の保全について、必要な事項を定め、住民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	10万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
岐阜県	輪之内町	輪之内町カワバタモロコ保護条例	H22. 4. 1	町内に生息するカワバタモロコの保護を図ることにより、自然環境の保全と人と自然にやさしいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
静岡県	浜松市	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	H24. 1. 1	産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。	30万円以下の罰金
静岡県	沼津市	沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H22. 7. 1	災害の防止及び環境の保全を図り、安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
静岡県	富士宮市	自然環境の保全及び育成に関する条例	H22. 12. 7	自然環境の保全及び育成に関し必要な事項を定める。	5万円以下の過料
静岡県	富士市	富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H23. 1. 1	土砂等による土地の埋立て、盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全並びに良好な生活環境を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
静岡県	御殿場市	御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例	H21. 4. 1	御殿場市における散骨場の経営の許可の基準について必要な事項を定めることにより、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛知県	春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例	H22. 10. 1	土砂等の埋立て等について必要な事項を定めることにより、土壤の汚染を未然に防止し、もって市民の良好な生活環境を確保する	1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金
愛知県	刈谷市	刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	H23. 4. 1	砂利採取、土砂等の採取並びに土砂等による土地の埋立て及び盛土について、市、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	安城市	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H23. 4. 1 (罰則規定追加)	廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な事項を規定する。	20万円以下の罰金
愛知県	知立市	知立市環境美化推進条例	H23. 10. 1	市、市民、事業者等が一体となって、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりに資すること。	5万円以下の罰金
愛知県	尾張旭市	尾張旭市土砂等の埋立て等に関する条例	H23. 7. 1	土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止し、市民の良好で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	高浜市	高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例	H21. 4. 1	きれいで住みよい地域社会を実現することを目的とする。	10万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
愛知県	日進市	日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例	H22. 7. 1	土砂の採取及び埋立てに伴う土壤の汚染及び災害を防止し、市民の安全を確保するとともに生活環境の保全を図る。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛知県	長久手市	長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	H23. 4. 1	開発行為者等と市長が行う協議の内容、手続及び開発行為について必要な事項を定めることにより、みどりの育成及び保全並びに開発行為に伴う土壤の汚染及び災害を防止し、市民の安全を確保するとともに生活環境の保全を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	美浜町	美浜町土地の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H22. 7. 1	土地の埋立て等について、町、事業主及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全を確保に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	池田市	池田市美しいまち推進条例	H21. 4. 1 (罰則規定 H21. 9. 1)	吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、ふん便並びに落書き行為の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等がそれぞれの責務を自覚し協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民等の清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	2万円以下の過料
大阪府	高槻市	高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例	H22. 4. 1	公害の防止及び環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止のための規制を定め、もって市民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	茨木市	茨木市生活環境の保全に関する条例	H21. 4. 1	公害等の原因となる行為に関して必要な規制を行うことにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減して、現在及び将来の市民の健康と安全を確保することを目的とする。	6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金
大阪府	茨木市	茨木市路上喫煙の防止に関する条例	H21. 4. 1	路上喫煙の防止について市、市民等及び事業者等の責務を明らかにすることにより、市民等の安全及び健康的な生活環境を確保することを目的とする。	1,000円の過料
大阪府	八尾市	八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例	H22. 5. 1	路上喫煙マナーの向上を図るために、必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市の協働による清潔で快適な生活環境の実現、市民等の身体及び財産の安全の確保並びに健康への影響の抑制に資することを目的とする。	2,000円以下の過料（未施行）
大阪府	箕面市	箕面市サル餌やり禁止条例	H22. 4. 1	野生のニホンザルへの餌やり行為の禁止を規定する。	1万円以下の過料
大阪府	箕面市	箕面市まちの美化を推進する条例	H22. 10. 1 (罰則に係る規定の施行日)	空き缶等のポイ捨て等の禁止、美化活動を重点的に図る市民美化推進地区の指定を規定する。	1万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
大阪府	箕面市	箕面市路上喫煙禁止条例	H23. 4. 1	路上喫煙禁止地区等を指定し、路上喫煙の禁止を規定する。	千円の過料
大阪府	箕面市	箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例	H23. 7. 1	資源物回収を行う市・住民団体が委託した業者以外による資源物の持ち去り禁止を規定する。	10万円以下の罰金
大阪府	箕面市	箕面市カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例	H23. 7. 1	カラスへの給餌により周辺住民への被害を生じさせることの禁止を規定する。	10万円以下の罰金
大阪府	能勢町	能勢町ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例	H22. 4. 1	町、事業者及び町民等がそれぞれの責務を自覚するとともに清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保するためにポイ捨て等を防止することを目的とする。	5万円以下の過料
大阪府	河南町	美しい河南町条例	H22. 4. 1	町の良好な環境を次世代に継承するため、美しいまちづくりの推進を図り、住民が快適に過ごすことのできる生活環境の向上に資することを目的とする。	2万円以下の罰金
兵庫県	宍粟市	宍粟市空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	H21. 9. 1	空き缶等のポイ捨てを防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	2万円以下の過料
兵庫県	多可町	多可町環境保全条例	H22. 4. 1	人為による環境の保全上の支障を防止し、豊かな自然に囲まれた多可町の環境を守り、ごみのない美しいまちづくりの推進に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
奈良県	宇陀市	宇陀市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例	H23. 10. 1	産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開等必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とするため。	30万円以下の罰金
和歌山県	有田川町	有田川町地下水の採取の適正化に関する条例	H23. 3. 24	地下水の採取に關し必要な事項を定めることにより、地下水の保全と適正な利用を図り、もって町勢の均衡ある発展と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
鳥取県	日南町	日南町地下水保全条例	H23. 12. 20	地下水採取による、地下水の枯渇及び地盤沈下を防止することを目的とする。	10万円以下の罰金
岡山県	倉敷市	倉敷市飼い犬ふん害防止条例	H24. 1. 1	飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の推進に寄与することを目的とする	1万円以下の過料
岡山県	総社市	総社市飼い犬等のふん害の防止に関する条例	H24. 1. 1	犬及び猫のふん及び尿の処理について飼い主のマナーを高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	3万円以下の過料
岡山県	美作市	美作市ほたる保護条例	H24. 1. 1 (罰則部分 H24. 3. 1)	ほたるの乱獲防止	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
岡山県	早島町	早島町愛護動物のふん害等の防止に関する条例	H23. 3. 25	愛護動物のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、良好な生活環境の保全とともに清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	3万円以下の罰金
広島県	三原市	きれいな三原まちづくり条例	H23. 10. 1	地域の環境美化及び保護並びに清潔で安全なまちづくりを推進し、もって、市の良好な環境の保全に資する。	5万円以下の過料
広島県	北広島町	北広島町生物多様性の保全に関する条例	H22. 3. 26	多様な生態系を保全し、次代に承継する	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
山口県	下関市	下関市ホタル保護条例	H23. 6. 1	本市に生息するホタルの保護について市及び市民等の責務を明らかにするとともに、ホタルの保護に必要な事項を定めることにより、ホタルと人とのふれあいのある自然環境の保全に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
山口県	岩国市	岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例	H22. 4. 1	空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	2万円以下の過料
徳島県	美馬市	美馬市路上喫煙の防止に関する条例	H21. 7. 3	路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって安全で清潔かつ快適な生活環境の向上に資することを目的とする。	1千円以下の過料
徳島県	佐那河内村	佐那河内村ポイ捨て防止環境美化の促進に関する条例	H22. 1. 1	快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	2万円以下の罰金
愛媛県	八幡浜市	八幡浜のまちをみんなできれいにする条例	H23. 3. 28	空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、自然豊かな八幡浜を更にごみの散乱のない清潔できれいなまちにすることを目的とする。	2万円以下の罰金
高知県	日高村	日高村における野生生物の保護に関する条例	H23. 3. 11	自然環境の保全・野生生物を保護する意識を高めていくことを目的とする。	10万円以下の罰金
福岡県	芦屋町	芦屋橋等釣り禁止に関する条例	H22. 11. 1	芦屋橋等において魚釣りを禁止することにより、遠賀川及び西川を航行する漁船その他の船舶及び芦屋橋等を通行する車両及び歩行者の安全を確保することを目的とする。	2万円以下の罰金又は料料
大分県	日田市	日田市ポイ捨て等の防止に関する条例	H21. 10. 1	たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱防止並びに喫煙のマナーの向上を目的とすること。	2万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
大分県	豊後高田市	ごみゼロぶんごたかだ条例	H23. 7. 1	市、市民等及び事業者が協働したごみゼロのまちづくりに向けて、環境美化の推進等に關し必要な事項を定め、清潔で快適な生活環境を実現することを目的とする。	5万円以下の過料
宮崎県	都城市	都城市土採取事業条例	H21. 9. 25	土採取事業に伴う災害防止等を目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
宮崎県	小林市	小林市水資源保全条例	H23. 10. 1	本市における水資源が、市民共通の貴重な財産であり、市民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、市、市民、事業者等が協働してその保全に努めることにより、限りある水資源の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
鹿児島県	志布志市	志布志市ポイ捨て防止条例	H21. 10. 1	空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	5万円以下の過料
鹿児島県	姶良市	姶良市環境美化条例	H22. 3. 23	環境美化の推進し、豊かな自然及び快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。	5万円以下の罰金
鹿児島県	大崎町	大崎町ポイ捨て等防止条例	H21. 12. 16	町民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	5万円以下の過料
沖縄県	うるま市	うるま市公害防止条例	H22. 6. 29	公害防止のため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。	10万円以下の罰金
沖縄県	宮古島市	宮古島市ヤシガニ保護条例	H24. 1. 10	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第1項の規定に基づき他の法令に特例があるものを除くほか、宮古島市に生息するヤシガニが豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であり、かつ学術的及び文化的価値を有するものであることに鑑み、市、市民及び滞在者(以下「市民等」と言う。)が一体となって、その保護を図り、もって将来の市民等にこれを共有の資産として継承することを目的とする。	10万円以下の罰金
沖縄県	東村	ノグチゲラ保護条例	H22. 6. 18	国の特別天然記念物であり国内希少野生動植物種であるノグチゲラの保護	30万円以下の罰金
沖縄県	八重瀬町	八重瀬町自然環境及び観光資源保全条例	H22. 4. 1	町の良好な自然環境を保全することによって、自然と人の共生を推進し、もって豊かな自然の恵みを享受するとともに、町の観光資源を保全することにより現在及び将来の町民の暮らしにうるおいと安らぎを確保することを目的とする。	50万円以下の罰金

【その他】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	酒田市	酒田市大台野飲雑用水供給施設設置管理条例	H23. 4. 1	大台野地区及び湯ノ台地区の市民に対し生活用水等の浄水を供給する。	5万円以下又は徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料
東京都	町田市	町田市プールの衛生管理等に関する条例	H23. 4. 1	プールの構造、維持管理等について必要な事項を定めることにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
熊本県	錦町	錦町情報通信施設の設置及び管理に関する条例	H22. 3. 11	情報通信施設の設置及び管理に関し必要事項を規定する。	5万円以下の過料